

保護者各位

認定こども園 舞戸保育所
園長 吉田 諭大



第三者委員についてのお知らせ

舞戸保育所では、第三者委員を委嘱し、保護者からの苦情・要望に対応しております。園に対しての苦情・要望・質問等ありましたら、「苦情受付担当者」「第三者委員」へ直接連絡するか、「苦情受付票」に記入の上、玄関の「ご意見・ご要望等受付箱」を通してお寄せいただきますようお願いいたします。

(※苦情受付票は玄関に設置しています。ホームページの「各種様式」からもダウンロードできます。)

園としては出来ることについては改善をし、お応えしていく方針です。また、処理結果については、個人情報に関する事項を除き、おたより・掲示等にて公表させていただきます。

委嘱した第三者委員の方、苦情受付担当者、苦情解決責任者は下記の通りです。

- 第三者委員 氏名 鶴田 要一郎 氏
住所 〒038-2761
舞戸町字下富田 107 番地 26
電話 72-2806
- 苦情受付担当者 主幹保育教諭 吉田 美恵
- 苦情解決責任者 園長 吉田 諭大



* 第三者委員とは

苦情処理を行っていくうえで、事業者本位の苦情解決を防止するため、中立的(第三者的)な立場で苦情解決を円滑・円満に行う役割を担った人をいいます。

苦情申出人が事業者に対して苦情を言いにくい場合に、解決に向けての支援及び助言を行ったり、事業者との利用者との話し合いにおいて、利用者側でも事業者側でもない中立的(第三者的)な立場で話し合いに参加したりして、苦情申出人と事業者双方の言い分を聞き、客観的な判断のもと苦情解決に向けたアドバイスを提供します。

* 苦情受付

面接・電話・書面にて苦情受付担当者が受け付けます。
第三者委員に直接苦情を申し出ることができます。

* 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。
(苦情申出人が希望する場合は第三者委員に報告します)

* 苦情解決に向けた話し合い

苦情解決責任者と苦情申出人と話し合いにより、解決していきます。
その際、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

